ソフトテニス競技規則

ダブルス

第１章　総則

（目的）

第１条　ソフトテニス競技（ダブルスマッチ）を実施するために必要な事項は、他に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

第２章　ソフトテニス場

（ソフトテニス場）

第２条 ソフトテニス場はコート及びアウトコート並びにネットポスト及び審判台をもって構成する。

（コート及びアウトコート）

第３条　コート及びアウトコートは同一平面の平坦なスペースでプレーに支障のないように整備されていなければならない。ただし、アウトドアにおいては排水を考慮し、プレーに支障のない程度に傾斜をつけることができる。

（コート及びアウトコートのサーフェース）

第４条　コート及びアウトコートのサーフェースは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカルとし、インドアでは木板、砂入り人工芝、硬質ラバー、ケミカル等とする。

（コート）

第５条　コートは、縦23.77m、横10.97mの長方形とし、区画するラインの外側を境界とし、その中央をネットポストで支えられたネットで二分される。

（コートの名称並びに長さ）

第６条　コートの区画及びラインの名称及び長さは次のとおりとする。

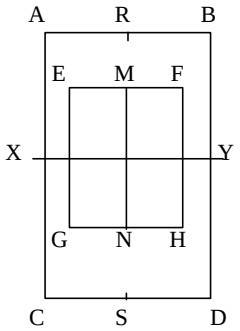

（線名）	（区画）	（長さ）
サイドライン	ＡＣ，ＢＤ	23.77m
ベースライン	ＡＢ，ＣＤ	10.97m
サービスサイドライン	ＥＧ，ＦＨ	12.80m
サービスライン	ＥＦ，ＧＨ	8.23m
サービスセンターライン	MN	12.80m
センターマーク	Ｒ・Ｓ　ベースラインから内側へ15㎝	

（コートのラインの幅）

第７条　コートのラインは原則として、白色で、幅は5㎝以上6㎝以内とする。ただし、ベースラインの幅は5㎝以上10㎝以内とする。

（アウトコート）

第８条　アウトコートはコートの周囲のスペースで、ベースラインから後方に8m以上、サイドラインからは外側に6m以上であることを原則とする。

２　コートが２面以上ならぶ場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。

（ネットポスト）

第９条　ネットポストは直径7.5㎝以上15㎝以内とする。

（ネットポストの位置）

第10条　ネットポストはサイドラインの中央部の外側に位置し、両サイドラインから同一の距離に垂直に固定させる。

２　両ネットポストの間隔はその外側において12.80mとし、その高さは1.07mとする。ただし、設備等の状況によりやむを得ない場合は、ネットポストの高さを1.06mから1.07mまでの範囲内とすることができる。

（審判台）
第１１条　審判台の座席の高さは1.50mを標準とし、ネットポストから審判台の最も近い部分の水平距離で60㎝のところに置くものとする。

第３章　用具

（ネット）
第１２条　ネットの規格は次のとおりとする。
(1) 色は原則として黒色とする。
(2) 高さは1.07mとする。ただし、設備等の状況によりやむを得ない場合は、1.06mから1.07mまでの範囲内とすることができる。（ネットの張った時の高さは、サイドラインの上において1.07mとし水平に張るものとする。）
(3) 長さは12.65㎜とする。
(4) 網目は縦横とも3.5㎝以内の四角形とする。
(5) ワイヤーロープは長さ15m、直径4.5mmを標準とする。
(6) 上端は両面において幅5㎝以上6㎝以内の白布で被う。
(7) ネットの両端はネットポストに、下端はコートに接着させる。

（ボール）
第１３条　ボールは空気の入っているゴム製品で、原則として白色とし、その規格は次のとおりとする。
(1) バウンドの高さは、マッチを行うコートにおいてコート面から1.50mの高さから故意に力を加えることなく落下させた場合において、コートで弾んだ後の最高到達点がボールの下端において75㎝から80㎝までの範囲内となるよう調節する。
(2) 重さは30ｇ以上31g以下とする。
(3) 直径は6.6㎝とする。

（ラケット）
第１４条　ラケットは両面のプレー特性が同一になるように設計され、フレームにストリングを張ったものとし、打球面は平面でなければならない。この場合において、ストリングの張り上がり状態はおおむね均一でなければならない。
２　フレームはいかなる材質、重量、寸法、形状であっても良い。
３　ストリングはフレームに結合しており、交互に交錯していなければならない。
４　ストリングはボールに過度の変化を起こさせるようなものであってはならない。

第４章　競技

（プレーヤーの心得）
第１５条　プレーヤーは互いにマナーを尊重し、次の事項を守らなければならない。
(1) 過度のかけ声、または相手を不快にする発声をしないこと。
(2) マッチの開始から終了まで連続的にプレーすることとし、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、サイドのチェンジをする時及びファイナルゲームに入る時又は第17条第２項に規定するショートマッチにおける10ポイント終了後のサイドのチェンジ時は、前のゲーム又はポイントの終了から１分以内に次のゲーム又はポイントを開始する態勢に入るものとする。（レッツプレイ）
ア　相手がレシーブの構えをしているのにサービスをせず、又は相手方がサービスをしようとしているのにレシーブの構えをしないこと。
イ　故意にゲームを長びかせる行為をすること。
ウ　マッチの進行に支障となる状態でパートナー同士の打ちあわせをし、又は休息をすること。
エ　ゲーム終了後次のゲームにうつる構えをしないこと。
オ　ファイナルゲーム内のサイドのチェンジの場合に休息をすること。
カ　ラケットの修理をすること。

（マッチ）
第１６条　プレーヤーは競技規則に従い、フェアプレーに終始しなければならない。
２　マッチは２人をもって１組を編成し、各プレーヤーは常に１本のラケットを用いて競技を行う。

３　ボールは相対する組で、交互に、いずれか１人のプレーヤーによって打たれなければならない。
第１７条　マッチは通常７回ゲーム又は９回ゲームで行う。
２　ショートマッチとして１５ポイントマッチ、３回ゲーム及び５回ゲームを、ロングマッチとし１５ポイント、３回ゲーム、５回ゲーム、７回ゲーム又は９回ゲームを１セットとし３セット及び５セットマッチを行うことができる。
（ゲームの勝敗）
第１８条　ゲームは４ポイントの先取で勝ちとする。ただし、双方の組が３ポイントずつ得た場合はデュースとし、次のとおり取り扱う。
(1) デュースの後１ポイントを得た場合、その組のアドバンテージとし、その後続いて１ポイントを得た場合はそのゲームの勝ちとする。
(2) アドバンテージの次に他の組が１ポイント得た場合はデュースアゲンとなり、以後はデュースの場合と同じとする。
２　７回ゲームのマッチにおいて、双方の組が３ゲームずつ得た場合、次のゲームをファイナルゲームとし、次のとおり取り扱う。３回ゲームのマッチにおいて双方の組が１ゲームずつ得た場合、５回ゲームのマッチにおいて双方の組が２ゲームずつ得た場合及び９回ゲームのマッチにおいて双方の組が４ゲームずつ得た場合も同様とする。
(1) 前項の規定にかかわらず７ポイントの先取をもって勝ちとする。
(2) 双方の組が６ポイントずつを得た場合はデュースとし、第１項各号の規定を適用する。
３　１５ポイントマッチにおいては、第３２条第２項に準じて行い１５ポイントの先取をもって勝ちとする。この場合において、双方の組が１４ポイントずつ得た場合はデュースとし、第１項各号の規定を適用する。
（マッチの勝敗）
第１９条　複数ゲームでマッチを行った場合は、過半数のゲームを得た組の勝ちとする。
２　複数のセットでマッチを行った場合は、各セットごとに過半数のゲームを得た組が当該セットを得るものとし、過半数のセットを得た組を勝ちとする。
（サービス）
第２０条　サービスはサービスをするプレーヤーが、トス（サービスをしようとして手からボールを放すことをいう。以下同じ。）をした瞬間に始まり、ボールがコート（アウトコートを含む）に落ちるまでの間に、当該ボールをラケットで打った瞬間に終わるものとする。ただし、　ボールを打とうとして空振りをした場合はボールがラケットに当たったであろう時点を持ってサービスが終了したものとする。その判定は正審が行なう。
２　片手しか使えないプレーヤーはラケットを用いてトスをすることができる。
（サービスの時期）
第２１条　サービスは正審のコールがあった後、レシーバーに用意ができていることを確認して、すみやかに行わなければならない。
（サーバー及びレシーバー）
第２２条　プレーヤーはネットに向かって相対し、サービスをする組をサーバーといい、レシーブをする組をレシーバーという。
（サービスをする位置）
第２３条　サービスは、サイドライン及びセンターマークのそれぞれの仮想延長線の間で、ベースラインの外で行わなければならない。
（サービスをするプレーヤー）
第２４条　サービスはサーバーの１人が行い、ネットに向かってセンターマークの右側から始め、右・左交互に対角線上の相手方サービスコート内にボールを打ち込む。
２　２人のプレーヤーは同一ゲーム中に２ポイントずつ交替でサービスを行うこととし、同一ゲーム内ではサービスの順番を変えることができない。
（サービスのフォールト）
第２５条　サービスがフォールトとなる場合は次のとおりとする。
(1) サービスされたボールが直接正しいサービスコート内に入らなかった場合。ただ

し、次条に規定するレットに該当する場合を除く。
(2) サービスをしようとして手から放したボールを打たなかった場合。
(3) サービスをしようとしてボールを２個同時にトスするか、またはサービスをしようとして、ボールを手から放してそれを打つまでの間に、もう一つのボールを手から落とした場合。
(4) サービスをする際、ボールがラケットに２回以上あたった場合。
(5) サービスされたボールがネット又はネットポストに触れた後、次のいずれかに該当した場合。
ア　コート、アウトコート、審判台、フェンス等に触れる前にサーバーのラケット（手から離れたものも含む。）、身体、着衣（プレーヤーが身体につけている服装などで帽子、タオル、眼鏡なども含む。着衣以下同じ）に触れた場合。
イ　サーバーのラケット（手から離れたものを含む。）、身体、着衣がネット、ネットポストを越えたり触れたりした場合。
(6) サービスの動作中に、サービスをするプレーヤーがベースライン、サイドライン又はセンターマークに触れ、又はコート内に入った場合（フットフォールト）。ただし、サービスをするプレーヤーが空間においてコート内に入った場合はこの限りでない。
２　サーバーは第１サービスがフォールトになった場合、第２サービスを行なうことができる。
（サービスのレット）
第２６条　サービスがレットとなる場合は次のとおりとする。
(1) 第21条の規定に違反するものと正審が判定した場合。
(2) サービスされたボールがネット又はネットポストに触れた後、次のいずれかに該当した場合。
ア　そのボールが正しいサービスコートに入ったとき。
イ　そのボールがコートまたはアウトコート、審判台、フェンスなどに触れる前にレシーバーのラケット（手から離れたのも含む）、身体、着衣に触れたとき。
ウ　レシーバーのラケット（手から離れたものも含む）、身体、着衣がネット、ネットポストを越えたり触れたりしたとき。
(3) レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、次のいずれかに該当すると正審が判定した場合。
ア　アンパイヤーが判定を誤ったためにプレーに支障が生じたとき。
イ　不慮の突発事故又は他のコートで使用しているボール（誤ってコート外に移動した当該コートで現に使用しているボールについて、そのマッチの直接関係者でない者が投げ入れたものを含む。）若しくはそのマッチに直接関係のない者の行為によってプレーが妨害されたとき。
ウ　失ポイントになることが双方の組に同時に発生したとき。
(4) その他正審が特に認めた場合。
２　サービスがレットとなった場合は、そのサービスをやり直す。
（サービス時の失ポイント）
第２７条　第１サービス及び第２サービスがともにフォールトとなった場合は、ダブルフォールトとして１ポイントを失う。
（レシーブ）
第２８条　レシーブは有効にサービスされたボールを、ワンバウンド後ツーバウンドする前に打つものとする。
（レシーブの順序）
第２９条　レシーブの順序は次のとおりとする。
(1) レシーバーはそれぞれライトサービスコート又はレフトサービスコートのいずれかでレシーブするものとし、そのゲーム中はかわることはできない。
(2) レシーブはライトサービスコートから始め、右・左交互に行うものとする。
（レシーブ時の失ポイント）
第３０条　レシーブにおいて失ポイントとなる場合は次のとおりとする。

(1) レシーブすべきボールを有効に返球できなかった場合。
(2) サービスされたボールが直接レシーバーのラケット、身体又は着衣に触れた場合（ダイレクト）。
(3) 有効にサービスされたボールがツーバウンドする前に、レシーブするプレーヤーのパートナーのラケット、身体又は着衣に触れた場合（インターフェア）。
(4) レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パートナーがそのサービスコートに触れた場合（インターフェア）。

（サービス等又はサイドの選択）

第３１条　プレーヤーは、マッチ開始前サービス若しくはレシーブ又はサイドの選択を行う。

（サービス等及びサイドのチェンジ）

第３２条　サービスとレシーブは、ファイナルゲームを除き、１ゲームを終わるごとに相手方と交替して行い、奇数ゲームを終わるごとにサイドのチェンジを行う。

２　ファイナルゲームは、２ポイントごとに相手方とサービスのチェンジを行い、最初の２ポイント終了後と以後４ポイント終了ごとにサイドのチェンジを行こととし、サービス及びレシーブは次のように取り扱う。

(1) 双方の４人のプレーヤーは２ポイントずつサービスを行う。
(2) 最初の２ポイントのサービスをするプレーヤーはそれまでの順序に従い、本来サービスの権利を有する組のいずれかのプレーヤーとする。
(3) ３ポイント目及び４ポイント目のサービスは最初にレシーブを行った組のいずれかのプレーヤーが行う。また最初の２ポイントをサービスした組のいずれかのプレーヤーが、３ポイント目の相手サービスをレシーブする。
(4) ５ポイント目及び６ポイント目のサービスは最初の２ポイントのサービスを行った組のもう１人のプレーヤーが行う。
(5) ７ポイント目及び８ポイント目のサービスは、３ポイント目及び４ポイント目のサービスを行った組のもう１人のプレーヤーが行う。
(6) 以後、第２号から前号までの順序に従いサービス及びレシーブを行う。
(7) サービス及びレシーブの順序はゲーム中変えることはできない。

（サービス等の順序又はサイドの間違い）

第３３条　サービス及びレシーブのチェンジ、サイドのチェンジ、パートナーとのサービス若しくはレシーブの順番が間違った場合（ローテーションチェンジ）又はサービスコート及びレシーブコートについて順番の間違いが発見された場合（チェンジサイド）は、インプレーになる前であればそのポイントから、インプレー後であれば次のポイントから訂正する。この場合において、当該間違いが発見されるまでのポイントは有効とし、間違いに気付いた際インプレーの場合は、プレーを中断せず、その際のポイントも有効とする。

２　間違いが第１サービスのフォールトの後に発見された場合は、その時点で正しい順序に訂正し、第１サービスから行う。

（判定）

第３４条　イン又はアウトの判定は、ボールの落下点により行う。

２　ラインに触れたものはインとする。

（インプレーにおける失ポイント）

第３５条　インプレーにおいて失ポイントとなる場合は、次のとおりとする。ただしサービスのレットまたは第１サービスのフォールトになる場合はこの限りでない。

(1) 打ったボールが直接ネットを越さなかった場合（コールなし）。ボールがネットの破れ目、ネットの下又はネットとネットポストの間を通った場合を含む（スルー）。ただし、次の場合を除く。
　ア　ボールがネット又はネットポストに触れて、これらを越えて正しく相手コートに入ったとき。
　イ　ボールがネットポストの外側を回り、又はネットポストの外側に触れて、相手方コートに正しく入ったとき。
(2) 打ったボールがアウトコートに落ち、又は直接そのマッチのアンパイヤー、審判

台、その他の施設・設備に触れた場合（アウト）。

(3) ボールがツーバウンドする前に返球できなかった場合（ツーバウンズ）。(ボールがツーバウンドする前に、そのマッチのアンパイヤー、審判台、その他の施設・設備に触れた場合を含む)。ただし相手からのボールが一度コートにバウンドした後、ネットまたはネットポストにはね返り、そのボールがもう一度バウンドする前に、正しく返球した場合は有効返球とみなす。

(4) ボールがプレーヤーの身体又は着衣に触れた場合（ボディタッチ）。

(5) ラケット、身体又は着衣が、次のいずれかに該当した場合。ただし打球の惰性でラケットがネットを越えた場合、及び相手方アウトコートに触れるなど明らかな打球妨害（インターフェアー）にならない場合を除く。

ア　ラケットを空振りしてネットを越えた場合、及びネット（仮想延長線上を含む）又はネットポストを越えた場合。（ネットオーバー）

イ　ネットに当たったボールがネットを押し、又は風のためにネットがふくらみプレーヤーに触れた場合、ネット又はネットポストに触れた場合。（ネットタッチ）

ウ　そのマッチの審判台若しくはアンパイヤーに触れた場合。（タッチ）

エ　ラケット、身体又は着衣が、相手方コート、相手方プレーヤーのラケット、身体又は着衣に触れた場合（インターフェア）。

(6) 打球の際、そのボールがラケットに２回以上当たり（ドリブル）、又はボールがラケット上で静止した場合（キャリー）。

(7) ボールがラケットのフレームに触れて返球できなかった場合（チップ）。

(8) 手から離れたラケットで返球した場合（インターフェア）。

(9) ボールがコート内の他のボール（そのマッチで使用のものに限り、インプレーになる時点では他のサイドにあった他のボールが、風などのため異なったサイドに移動した場合を含む。ただし、故意に相手サイドに移動させたと正審が判断した場合はインターフェアとなる。）又はコート内に落ちているプレーヤーが身につけていた帽子、タオル等に当たって返球できなかった場合（コールなし）。

(10) ラケット、帽子又はタオルなどがプレーヤーから離れて直接ネット若しくはネットポスト（ネットタッチ）又はそのマッチのアンパイヤー若しくは審判台に触れ（タッチ）、又は相手方のプレーヤーのラケット、身体若しくは着衣に触れ、若しくは相手方コートに入った（インターフェア）場合。この場合において、ラケットが一旦コートに落ちてから触れた場合及びプレーヤーがコート又はアウトコートに落ちていた帽子又はタオル（ボールを含まない。）を遠くへやろうとして手、ラケット又は足でそれらを押しやった場合等において、直接そのマッチのアンパイヤー、審判台、ネット等に触れた場合も該当する。

(11) 明らかな打球妨害になる場合（インターフェア）。

（ノーカウント）

第３６条　インプレーにおいて、次の場合はノーカウントとし、第１サービスからやり直すものとする。ただし、サービスのレットになる場合を除く。

(1) アンパイヤーが判定を誤ったためにプレーに支障が生じたとき。

(2)　不慮の突発事故又は他のコートで使用しているボール（誤ってコート外に移動した当該コートで現に使用しているボールについて、そのマッチの直接関係者でない者が投げ入れたものを含む。）若しくはそのマッチに直接関係のない者の行為によってプレーが妨害されたとき。ただし、正審が認めた場合に限る。

(3) 失ポイントになることが双方の組に同時に発生したとき。

(4) その他正審が特に認めた場合。

（タイム）

第３７条　マッチ中、次の場合はタイムをとることができる。

(1) プレーヤーに突発的な身体上の支障が生じ、プレーの継続ができなくなり、これを正審が認めた場合。ただし、同一人が１回につき５分以内とし、かつ同一マッチで２回以内とする。

(2) 正審が特に必要と認めた場合。

（禁止事項）
第３８条　プレーヤーはマッチ中パートナー以外の者から助言及び身体上の手当てを受けてはならない。ただし、正審がレフェリーと協議の上必要と認めた場合を除く。
２　マッチを行うプレーヤー及びアンパイヤーその他特に認められた者以外は、試合中ソフトテニス場に入ってはならない。
（棄権）
第３９条　次のいずれかに該当した、プレーヤー又は組及びチームを棄権とし、相手の勝ちを宣する。負けとなった者が、すでに得たポイントとゲームは、有効とする。
（1）参加申込を行なった大会に、参加しなかった場合。
（2）特別の理由による、プレーヤー又は組からの申し出に対し、レフェリー（競技責任者）が認めた場合。
（3）プレーヤーが身体上の故障により、タイムが認められ、許容時間内に回復ができなかった場合。
（4）マッチ中にプレーヤーから身体上の故障により申し出があった場合。ただし、正審が認めた場合に限る。
（5）大会運営規則第11条により競技が出来なくなった場合。
（異議の申立て等の禁止）
第４０条　プレーヤーはプレーの進行及び判定に関し、アンパイアに対して異議を申し立て、又は結果を不服として故意にプレーを中断したりしてはならない。
２　前項の規定は、プレーヤーがアンパイアに対して質問をすることを妨げるものではない。ただし、質問に対する結果については、前項の規定を適用する。
（警告）
第４１条　第15条、第38条及び第40条に明らかに違反したと認められる場合、正審はプレーヤーに対し警告（イエローカード）を与える。
（失格）
第４２条　レフェリーは主催者の大会要項に示した参加条件に違反していることを発見した場合は、競技責任者と協議し、該当するプレーヤー（団体戦においてはチーム）の失格を宣告する。
２　正審は次の各号に該当する場合には、レフェリーと協議の上プレーヤー（団体戦においてはチーム）の失格とし相手方の勝ちを宣告する。
（1）そのマッチの出場の通告を受けたプレーヤーがコートに出場しない場合。
（2）団体戦においてあらかじめ提出されたオーダー順に出場しない場合。
（3）1マッチにつき、警告が3回目におよんだ場合。（レッドカード）
（提訴）
第４３条　アンパイヤーの判定について、その判定が競技規則の解釈と適用に誤りがあると認められる場合は、プレーヤーはレフェリーに提訴することができる。
２　レフェリーの裁定に対しては、プレーヤーは再度提訴することはできない。
３　マッチ終了の挨拶をした後においては、プレーヤーは提訴を行うことはできない。
（マッチの中止と再開）
第４４条　天候その他の事情でマッチが一旦中止又は延期になった場合は、その後のポイントから引き続き再開することを原則とする。
２　コートを変更し、又は後日再開する場合のサイドは、そのマッチでサイドを選択した組が選ぶものとする。ただし、同日同一コートで再開の場合は中止前のままとする。
（規則上の疑義）
第４５条　マッチにおいてこの競技規則に定めのない事項が発生した場合は、アンパイヤーはレフェリーと協議して決めるものとする。

シングルス

（コート）
第１条　コートは両方のサービスサイドラインをベースラインまで延長したライン（サイドライン）とベースラインで囲まれた縦23.77m、横8.23mの長方形とする。

（コートの名称並びに長さ）
第２条　コートの区画及びラインの名称及び長さは次のとおりとする。

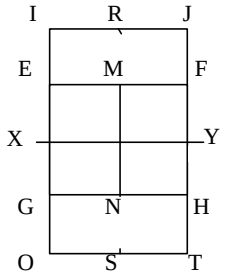

（線名）	（区画）	（長さ）
サイドライン	ＩＯ，ＪＴ	23.77m
ベースライン	ＩＪ，ＯＴ	8.23m
サービスサイドライン	ＥＧ，ＦＨ	12.80m
サービスライン	ＥＦ，ＧＨ	8.23m
サービスセンターライン	ＭＮ	12.80m
センターマー	Ｒ・Ｓベースラインから内側へ15cm	

（サービス及びレシーブ）
第３条　サービスはファイナルゲームを除き、相対するプレーヤーが、１ゲームずつライトサービスコートから右・左交互に行い、他のプレーヤーがレシーブを行なう。
２　ファイナルゲームのサービスは、本来サービスの権利を有するプレーヤーから始め、相互に２本ずつ行い、他のプレーヤーがレシーブを行なう。
（マッチ）
第４条　マッチは通常７回ゲームで行う。
（準用）
第５条　前第１条から第４条に定めるもののほか、シングルス競技においては、ダブルス競技第４章競技の規則を準用する。

附　則

この規則は、２００４年1月１日から施行する。